

新旧対照表

○千葉県心身障害者扶養年金条例施行規則（昭和四十五年千葉県規則第二十一号）

改正案	現行
<p>(脱退等)</p> <p>第十条 条例第二十条第一項第四号に規定する脱退の申出又は同条第二項第一号に規定する口数の減少の申出をしようとする者は、<u>加入者脱退（減少）申出書</u>（別記第二十三号様式）に脱退の申出をしようとする者にあつては千葉県心身障害者扶養年金制度加入証書及び千葉県心身障害者扶養年金制度口数追加証書を、口数の減少の申出をしようとする者にあつては千葉県心身障害者扶養年金制度口数追加証書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(届出の義務等)</p> <p>第十二条 条例第二十一条第一項から第四項までに規定する届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を知事に提出して行わなければならない。</p> <p>一 条例第二十一条第一項第一号若しくは第二号、第二項第二号又は第三項第一号の規定による届出 氏名・住所変更届出書（別記第二十四号様式）</p> <p>二 条例第二十一条第一項第三号、第二項第一号又は第三項第二号の規定による届出 死亡・重度障害届出書（別記第二十五号様式）</p> <p>三 条例第二十一条第一項第四号の規定による届出 年金管理者指定届出書（別記第二十六号様式）又は年金管理者指定取消届出書（別記第二十七号様式）</p> <p>四 条例第二十一条第三項第三号の規定による届出 年金支給停止事由発生・消滅届出書（別記第二十八号様式）</p> <p>五 条例第二十一条第四項の規定による届出 年金受給権者現況届出書（別記第二十九号様式）</p> <p>2 前項第五号に規定する年金受給権者現況届出書は、毎年四月一日における現況を記載してその年の五月末日までに提出しなければならない。<u>この場合において、条例第二十一条第二項第一号の事由が発生した時に加入者が住所を有していた市町村の区域外に年金受給権者が住所を有するときその他知事が別に定めるときにあつては、当該年金受給権者の戸籍の抄本又は住民票の写しを添付しなければならない。</u></p>	<p>(脱退等)</p> <p>第十条 条例第二十条第一項第四号に規定する脱退の申出又は同条第二項第一号に規定する口数の減少の申出をしようとする者は、<u>加入者脱退（減少）届出書</u>（別記第二十三号様式）に脱退の申出をしようとする者にあつては千葉県心身障害者扶養年金制度加入証書及び千葉県心身障害者扶養年金制度口数追加証書を、口数の減少の申出をしようとする者にあつては千葉県心身障害者扶養年金制度口数追加証書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(届出の義務等)</p> <p>第十二条 条例第二十一条第一項から第四項までに規定する届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を知事に提出して行わなければならない。</p> <p>一 条例第二十一条第一項第一号若しくは第二号、第二項第二号又は第三項第一号の規定による届出 氏名・住所変更届出書（別記第二十四号様式）</p> <p>二 条例第二十一条第一項第三号、第二項第一号又は第三項第二号の規定による届出 死亡・重度障害届出書（別記第二十五号様式）</p> <p>三 条例第二十一条第一項第四号の規定による届出 年金管理者指定届出書（別記第二十六号様式）又は年金管理者指定取消届出書（別記第二十七号様式）</p> <p>四 条例第二十一条第三項第三号の規定による届出 年金支給停止事由発生・消滅届出書（別記第二十八号様式）</p> <p>五 条例第二十一条第四項の規定による届出 年金受給権者現況届出書（別記第二十九号様式）</p> <p>2 前項第五号に規定する年金受給権者現況届出書は、毎年四月一日における現況を記載し、<u>当該年金受給権者の戸籍の抄本又は住民票の写しを添えて</u>その年の五月末日までに提出しなければならない。</p>